

氷見市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

氷見市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨及び現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・ 3
5. 計画のフォローアップについて・・・・・・・・・・ 5

1. 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

氷見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ワーク・ライフ・バランスを確立し、教育職員が生き生きと子供に向き合うことができる環境づくりを行うことで、氷見市の教育理念「ふるさと氷見を愛し 次代を担う人づくり」に向かう質の高い教育を推進することを目的とする。

また、本計画が目指す働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、全ての子供たちへのよりよい教育が実現し、子供と教育職員のウェルビーイングが向上することである。

氷見市教育委員会では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員が健康で意欲的に働ける環境を整え、氷見市の未来を担う子供たちの豊かな学びと成長を実現することを目指していく。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を推進していく。

(2) 本市の現状

- 本市では、平成30年8月にリーフレット「教職員の長時間労働縮減に向けた取組について」を市内全家庭に配布し、家庭・地域と連携しながら学校現場の業務改善・多忙化解消に向けた取組を進めてきた。

さらに、令和2年3月に、文部科学省から「教育職員の適切な業務量の管理について」の指針が告示されたことを受け、本市では、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針を定め、市内全家庭にリーフレットを配布し、『1か月の時間外在校等時間45時間以内、1年間の時間外在校等時間360時間以内』を明示し、家庭・地域の理解や協力を求めてきた。

- 本市ではこれまでに、平成29年に校務支援システムを導入し、令和2年より校務支援システムによる勤務時間管理を徹底し、勤務実態を客観的に把握してきた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間（教諭）の状況】

	1人当たり月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校・義務教育学校前期課程	34時間50分	28.0%	0%
中学校・義務教育学校後期課程	46時間13分	43.7%	5.6%

【過去3年間（令和4年度～6年度）の時間外在校等時間（教諭）の比較】

学校種別	対象年度	平均時間 (時間/月)	増減	
小学校・義務 教育学校前 期課程	令和4年度	38時間15分	-1時間10分	-3時間25分
	令和5年度	37時間5分		
	令和6年度	34時間50分	-2時間15分	
中学校・義務 教育学校後 期課程	令和4年度	49時間28分	-3時間23分	-3時間15分
	令和5年度	46時間5分		
	令和6年度	46時間13分	+8分	

- 小学校・中学校ともに、在校等時間が2年間で3時間以上減少しているが、中学校の減少は鈍化している。中学校では、時間外在校等時間が45時間を上回っている。部活動指導等における休日の業務の負担が大きく、部活動指導員等の配置や部活動の地域展開を推進する必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
- イ 1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間程度とする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間を360時間以内とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

公立学校共済組合による「心のセルフチェックシステム」から

- ア 「仕事や生活の満足度」の平均指数が85%以上にする。 【令和7年度：80%】
- イ 「働きがい」の平均指数が85%以上にする。 【令和7年度：82.5%】
- ウ 「活気」の平均指数が70%以上にする。 【令和7年度：63%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

【学校と教師の業務の3分類】（令和7年度文部科学省告示第114号第3節）

＜学校以外が担うべき業務＞

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金等の徴収・管理
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案への対応

＜教師以外が積極的に参画すべき業務＞

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

＜教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務＞

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・休日や放課後から夜間における見回りについては、富山県警本部の少年補導員に委ねることとし、学校における見回りは行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 学校徴収金等の徴収・管理（公会計化等）
 - ・学校徴収金業務については、集金業務の一元化ができるシステムの導入を推進

する。学校給食費については、公会計化に向け準備を進める。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案への対応
- ・教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制の構築を目指し、教育委員会内の相談窓口の設置について検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校プールについては、段階的に市民プールの利用に移行するとともに、夏季休業中の学校プールの開放は実施しないなど、教育職員による学校プール管理業務の負担軽減を図る。
- 部活動
 - ・休日の部活動の地域展開を進める。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員等の配置を進める。また、平日の活動時間は、原則として各学校の勤務時間の範囲内で設定する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ・児童生徒用端末の持ち帰り学習を促進し、電子学習ドリル等の積極的な活用により、教員の採点業務の負担軽減を図る。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制を見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

- ・各学校が実施する「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を市教育委員会が把握し、デジタル技術の活用を促進する。
- ・各学校が定めた玄関の開錠時間を保護者に周知し、開錠時刻以降に登校することを徹底する。
- ・緊急時を除いては、勤務時間外に、学校同士や市教育委員会と学校等の業務連絡及び会議等を行わない。
- ・市教育委員会が作成するリーフレット「学校の働き方改革を進めます」を保護者や学校運営協議会委員等の教育活動協力者に配布し、学校、家庭、地域の連携を図り、働き方改革を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えるなど、疲労の蓄積が疑われたり、ストレスチェックにより、高ストレスが認められた教育職員には、医師や臨床心理士による診療や相談・面接指導等を受けることを勧めるなど、必要な取組を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を分析・活用し、職場の働き方の改善につなげる。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定することを促進する。
- ・夏季休業期間中は、連続した休暇（原則として週休日を含めた7日以上）の休暇が取得できるよう学校閉庁期間を設定する。
- ・1学期の始業式までの準備期間を平日5日間は確保し、教育職員がゆとりをもって教育活動の準備を進めることができるようにする。
- ・猛暑への対応を含めた夏季休業期間の延長を検討するとともに、教育職員の健康保持を促進する。

5. 計画のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、氷見市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している

校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するために、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容についてリーフレット等で周知するとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。